平成２９年（フ）第１８４号
川崎市中原区木月４丁目49番１―406号
破産者　有限会社グリップ
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３５号
北九州市小倉南区長尾４丁目22番６号（５号室）
破産者　渋田　真一
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４２１号
福岡県春日市紅葉ヶ丘東８丁目155番地４　アルティ21Ｂ―201号
破産者　庄司健太郎
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８６５号
福岡市博多区美野島２丁目20番12ピュアドーム博多アソシア201号、住民票上の住所佐賀県神埼市神埼町本堀489番地
破産者　藤戸　直弘
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３３９号
福岡県糟屋郡志免町南里３丁目10番27号
破産者　佐田　　孝
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４２５号
福岡市早良区星の原団地20番308号、破産手続開始決定時の住所福岡市城南区別府団地８番109号
破産者　宮本　孝之（旧姓山本）
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５２０号
福岡市博多区空港前２丁目１番32―601号
破産者　山口　祐樹
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３４７号
福岡市東区原田２丁目８番39―106号
破産者　西藤　智広
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４１１号
福岡市早良区田村３丁目31番２―304号
破産者　砂畑　義俊
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６０５号
福岡市早良区東入部８丁目９番１号、破産手続開始決定時の住所福岡県太宰府市青葉台３丁目18番２号
破産者　加藤　邦子
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５７８号
札幌市手稲区手稲本町２条４丁目４番８―202号
破産者　川堀　清隆
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１１７号
札幌市豊平区西岡３条13丁目３番15―301号
破産者　藤原　昌之
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５７５号
札幌市手稲区西宮の沢６条２丁目６番26号
破産者　田中　昌江
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９４号
盛岡市仙北３丁目16番33号
破産者　中村亜紀子
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第６１号
茨城県稲敷市江戸崎甲701番地２
破産者　坂本　廣道
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
京都府木津川市山城町平尾東古川６番地、旧住所茨城県牛久市田宮町466番地の22
破産者　土屋　明子
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第７４２号
埼玉県草加市吉町３丁目１番11号
破産者　大熊　肇一
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
埼玉県越谷市千間台西５丁目22番地12
破産者　山上佐代子
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１９８号
埼玉県草加市八幡町929番地２　ヌーヴ八幡壱番館105号
破産者　山本　雅輝
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係